

5 山日漁調指示第 2 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 5 年 8 月 21 日

山口県日本海海区漁業調整委員会
会 長 濱 本 幾 男

1 指示の内容

全長 30 センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

2 適用海域

山口県日本海海区

3 指示の有効期間

令和 5 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで